

「新聞業における特定の不公正な取引方法の全部改正（案）」
に関する公聴会の開催について

平成 11 年 6 月 9 日

公正取引委員会

公正取引委員会は、新聞業における特定の不公正な取引方法（昭和 39 年公正取引委員会告示第 14 号）の全部改正（案）について、次のとおり公聴会を開催することとし、その旨を平成 11 年 6 月 10 日付けで官報に公告することとした。

1 日時及び場所

平成 11 年 6 月 30 日（水） 午後 2 時

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

中央合同庁舎 6 号館 B 棟 11 階 公正取引委員会 大会議室

2 改正案

別紙のとおり

3 意見の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業及び意見の概要を記載した文書を平成 11 年 6 月 23 日までに公正取引委員会に提出すること。

なお、公聴会における発言者は、意見の概要を提出した者の中から公正取引委員会が選定する。

文書の提出先：〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課

（問い合わせ先） 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課

電話 03（3581）3371

ホームページ <http://www.jftc.admix.go.jp>

「新聞業における特定の不公正な取引方法の全部改正（案）」

新聞業における特定の不公正な取引方法（昭和三十九年公正取引委員会告示第十四号）の全部を次のように改正する。

新聞業における特定の不公正な取引方法

- 1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行を業とする者（以下「発行業者」という。）が、直接であると間接であるを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。
- 2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者（以下「販売業者」という。）が、直接であると間接であるを問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。
- 3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。
 - 一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）
 - 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

備考

この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。

（別紙 原文縦書き）

「新聞業における特定の不公正な取引方法」改正案

改正案	現行
<p>1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行を業とする者（以下「発行業者」という。）が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。</p> <p>2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者（以下「販売業者」という。）が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、定価を割引いて新聞を販売すること。</p> <p>3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。</p> <p>一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）。</p> <p>二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。</p> <p>備考 この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日々発行するものをいう。</p>	<p>1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行又は販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割引すること。</p> <p>2 新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数をこえて、新聞を供給すること。</p>